

カラスやハトに エサを与えないで!!

Do not feed crows and pigeons!

禁止给乌鸦和鸽子喂食

까마귀와 비둘기에게 먹이를 주지 마세요!!



世田谷区では、平成 30 年 4 月 1 日より「世田谷区環境美化等に関する条例」に基づき、野鳥へのエサやりによる迷惑行為を区内全域で禁止しています。

【世田谷区環境美化等に関する条例 第 4 条第 3 項】

区民等は、周辺住民の良好な生活環境を確保するため、給餌による迷惑行為を行うことのないよう努めなければならない。

世田谷区

エサを与えると…

- ・ 人を恐れなくなり、住宅街にカラスやハトが集まるようになります。
- ・ 自然環境からエサを取らなくなり、人に依存して生きるようになります。
- ・ 栄養状態がよくなり、年に何度も繁殖し異常に数が増えます。

カラスやハトの数が増えると…

- ・ 鳴き声や羽音の騒音、ふん尿による悪臭や汚れ、羽毛の飛散、ごみ集積所の生ごみの散乱など、生活環境に被害をもたらします。
- ・ カラスは、小動物や野鳥の卵・ヒナなども捕食するため、生態系に大きな影響を与える原因にもなりかねません。



(ふんで汚れた道路)



(ごみを漁るカラス)



(エサを食べるハト)

お願い

- ・ カラスやハトは、もともと木の実など自然のものを食べています。
- ・ カラスやハトはペットではありません。エサやりはやめ、見守ってください。

問い合わせ先

世田谷区 環境政策部 環境保全課

電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981

各総合支所 地域振興課 計画・相談(世田谷は計画調整・相談)

世田谷	電話 03-5432-2818	FAX 03-5432-3032
北 沢	電話 03-5478-8038	FAX 03-5478-8004
玉 川	電話 03-3702-1134	FAX 03-3702-0942
砧	電話 03-3482-1324	FAX 03-3482-1655
烏 山	電話 03-3326-1207	FAX 03-3326-1050